

重要事項説明書 通所介護事業所

当事業所 「こじか荘」は介護保険の指定通所介護事業所として指定を受けています。

広島県指定 第3474800186号

当事業所 「こじか荘」のサービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方でもサービスの利用はできます。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 ともえ会
- (2) 法人所在地 広島県三次市粟屋町11664番地
- (3) 電話番号 0824-62-1210
- (4) 代表者氏名 理事長 添田 龍彦
- (5) 設立年月日 昭和48年11月7日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所 平成12年3月16日
広島県指定 第3474800186号
- (2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 こじか荘通所介護事業所
- (4) 事業所の所在地 広島県三次市吉舎町敷地10068番地5
- (5) 電話番号 0824-43-3117
- (6) 事業所管理者 糸原 征司
- (7) 運営方針 高齢者の自宅や地域での生活を応援します。
ご利用者の個々の希望を出来る限りお受けします。
地域や利用者の福祉ニーズに出来る限りお応えします。
ご利用者の生き甲斐を提供します。
- (8) 開設年月日 平成12年4月1日
平成2年7月1日 (旧) デイサービス事業開始

(9) 営業日及び時間

営業日	月曜日～土曜日 (12月31日～1月3日は休業)
営業時間	8時15分～17時15分
サービス提供時間	平常 9時30分～15時40分 (算定基準：6時間以上7時間未満の基準によります)

(10) 利用定員 25名 (介護予防サービスを含む)

(11) 通常の事業実施区域 三次市 (布野町、君田町、作木町、三和町、甲奴町を除く)

(12) 施設の設備

食堂		84㎡	
機能訓練室		15㎡	
一般浴室	1室	15㎡	
機械浴室	1室	10㎡	脱衣室 16.25㎡
休養室	1室	35㎡	ベッド配置
相談室	1室	21㎡	
トイレ	2ヶ所 (男女用)		
事務室	1室	20㎡	

※指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホームこじか荘) 併設

(13) 職員配置の状況

職種	配置人数	兼務等の状況	指定配置基準	勤務時間
所長 (管理者)	1名	常勤・兼務	1名	8:15～17:15
生活相談員	3名	常勤・兼務	1名	8:15～17:15
介護職員	2名 4名	常勤・専従 常勤・兼務	3名	8:15～17:15
看護職員	2名	常勤・兼務 2名	1名	8:15～17:15
機能訓練指導員	3名	常勤・兼務 3名	1名	8:15～17:15
管理栄養士	1名	常勤・兼務		8:15～17:15

勤務時間は場合により、変則勤務体制になることがあります。

3. 提供するサービスの概要

①送迎

- ・身体等の状況に応じて、自宅まで車両で送迎します。
- ・歩行の困難な方、寝たきりの方でも安心してご利用いただけるよう介護職員等が付き添います。

②健康チェック

- ・看護職員が脈拍、血圧、体温を測定し、併せて問診などで健康状態を調べます。

③整容

- ・必要に応じて爪切りや耳掃除を行います。

④入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりの方でも機械浴槽を利用して入浴できます。

⑤排泄

- ・排泄の介助を行います。
- ・ストーマの使用の方や膀胱留置カテーテル使用方等もご利用できます。

⑥食事

- ・管理栄養士が立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況や嗜好を考慮した昼食を提供します。
- ・噛むことや飲み込むことが難しい方にも、きざみ食やミキサー食等、食べやすいように工夫して提供します。
- ・低栄養状態にある方又はそのおそれのある方に対し、管理栄養士が看護職員、介護職員等と協働して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスを実施します。
- ・昼食時間 11時40分～12時30分
- ・ご利用者の自立支援のために離床してデイルームで食事をとっていただくことを原則とします。

⑦機能訓練

- ・ご利用者の残存機能の維持向上が図られるよう、又、日常生活の自立を助けるため、機能訓練を提供します。

⑧相談

- ・生活相談や健康相談等自宅の暮らしに関する心配ごとの相談に応じます。

⑨口腔衛生

- ・ご利用者の状態に応じ、口腔内を清潔に保つよう口腔ケアを行います。
- ・口腔機能の低下している方又はそのおそれのある方に対し、看護職等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスを実施します。

⑩ティータイム

- ・事業所到着後及びお送りする前の10時頃と15時頃にお茶等をお出しします。

⑪レクリエーション等の活動

- ・ご利用者の心身、健康の状態や趣向に応じ又ご希望により、レクリエーション・生きがい活動に参加して楽しんでいただきます。

⑫複写物、証明書の発行

- ・コピー等の複写物をご希望の場合は発行します。
(但し、1枚につき10円のご負担をいただきます。)
- ・証明書をご希望の場合には発行します。
(但し、1通につき10円のご負担をいただきます)

⑬通常の事業実施区域外への送迎

- ・通常の事業実施区域外にお住まいの方でこじか荘のサービスをご利用される場合は送迎費を別途ご負担いただきます。(1km毎に30円)

⑭ご利用者の心身の状況や都合で短時間のご利用もできます。

- ・この場合のご利用料金は、4. に掲げるご利用基本料金表中の短時間利用サービス料によります。

⑮通常の営業時間以外のサービス (介護保険対象外の預かりサービス)

- ・介護者のご都合等で通常の営業時間以外のサービス (預かりサービス) も原則として2日前までの申込で受けられます。

但し、常態的なご利用や送迎については対応できませんのでご了承ください。

○早朝サービス 7:30 から受けられます。(9:30まで)

○延長サービス 17:40 まで受けられます。(15:40から)

- ・いずれもご利用料金は、お1人につき1時間当たり500円のご負担をいただきます。尚、利用時間は1時間単位 (切り上げ) で算定させていただきます。

⑯マスクについて

- ・感染症予防の目的や咳・くしゃみ等の症状がある方は、マスクを持参ください。
- ・マスクがご入用の場合は、申し出ください。
(マスク1枚につき10円のご負担をいただきます。)

4. サービスの利用料金と加算内容について

①利用料金

◇基本サービス料金 (ご利用者の負担額/1日当たり) (単位:円)

要介護度	1	2	3	4	5
1割負担 (6～7時間)	581円	686円	792円	897円	1,003円
2割負担 (6～7時間)	1,162円	1,372円	1,584円	1,794円	2,006円
3割負担 (6～7時間)	1,743円	2,058円	2,376円	2,691円	3,009円

◇加 算

	項 目	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
共通 加算	科学的介護推進体制加算 (一カ月)	40 円	80 円	120 円	
	サービス提供体制加算 (I)	22 円 (一日)	44 円 (一日)	66 円 (一日)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員処遇改善加算Ⅲ (総単位数×2.3%) ・ 介護職員等特定処遇改善加算 I (総単位数×1.2%) ・ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (総単位数×1.1%) 				
該 当 者 加 算	口腔・栄養スクリーニング 加算 (II)	5 円 (一回)	10 円 (一回)	15 円 (一回)	
	栄養アセスメント加算 (一カ月)	50 円	100 円	150 円	
	個別機能訓練加算 (I) イ	どちらか	56 円/回	112 円/回	168 円/回
	個別機能訓練加算 (I) ロ		85 円/回	170 円/回	255 円/回
	個別機能訓練加算 (II) (一カ月)	20 円	40 円	60 円	
	栄養改善加算 (月 2 回)	200 円	400 円	600 円	
	口腔機能向上加算 (II) (月 2 回)	160 円	320 円	480 円	
入浴介助加算 I	40 円/回	80 円/回	120 円/回		

◇食費

1 割負担の方、2 割負担の方、3 割負担の方	576 円/回
-------------------------	---------

②加算項目と加算内容

	項 目	内 容
共通 加算	サービス提供体制強化加算 (I)	介護福祉士が70%以上配置されている事業
	介護職員処遇改善加算Ⅲ	算定の要件に適合した事業所の加算 (介護職員の職責や職務内容を定め介護職員への周知、介護職員の資質向上計画、研修の実施、賃金改善等)
	介護職員等特定処遇改善加算 I	介護福祉士の配置要件、職場環境改善や資質の向上等々の取り組みをした上で、介護職員の安定的な賃金改善を目的とする加算
	介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算

	項 目	内 容
共通加算	科学的介護推進体制加算 (I)	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している。 必要に応じて計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している。
該 当 者 加 算	個別機能訓練加算 (I) イ	提供時間を通じて機能訓練指導員を配置、多職種協働の個別機能訓練計画作成と実施、心身機能及び機能向上を目的とする機能訓練を行う。状況に応じた機能訓練を行うもので機能訓練指導員等が3ヶ月に1回は居宅を訪問し利用者・家族に訓練の内容と計画の進捗状況を説明し訓練内容の見直しを行う。
	個別機能訓練加算 (I) ロ	専従の機能訓練指導員配置、多職種協働の個別機能訓練計画に従い機能訓練指導員が機能訓練を実施する。心身機能及び生活機能の維持・向上を目的として実施するもので、機能訓練指導員等が3ヶ月に1回は居宅を訪問し利用者・家族に訓練の内容と計画の進捗状況を説明し訓練内容の見直しを行う。
	個別機能訓練加算 (II)	サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行う。
	栄養改善加算	低栄養又はそのおそれのあるご利用者に個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理。管理栄養士を配置。利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養計画を作成する。利用者ごとの栄養ケア計画にいた外、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が、栄養改善サービスを行なっていると同時に、利用者の栄養状態を定期的に記録している。
	栄養アセスメント加算	管理栄養士を配置している。 利用者ごとに管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他のものが共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者または、家族に対してその結果を説明し、相談等に応じ対応する。 利用者ごとの栄養状態の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のための情報を活用している。

	項 目	内 容
	口腔機能向上加算Ⅱ	看護職を配置。 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、多職種協働で口腔機能改善管理指導計画作成実施する。利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、口腔機能向上サービスを行なっていると同時に利用者の口腔機能を定期的に記録する。口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価する。口腔機能改善指導計画を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	口腔の状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者の介護支援専門員に提供している。
	入浴介助加算	入浴介助を適切にできる人員及び設備を有して、入浴介助を行う。

- ◇基本サービス料の部分は、通常の営業時間が6時間以上7時間未満の基準によります。
- ◇介護保険の給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。
- ◇介護保険対象外（全額自己負担）の利用料金は、別表 のとおりです。
- ◇介護保険料の未納がある場合には、自己負担については、料金表と異なる事があります。

5. 利用料金のお支払い方法

サービスご利用月の翌月の末日までに次のいずれかの方法でお支払いください。

(1) ゆうちょ銀行の口座から口座振替（手数料10円はご負担いただきます）

口座振替日（引き落とし日）について

毎月25日に、前の月の料金を引き落しいたします。引き落とし日が土日祝日等の場合は、翌営業日になります。残高不足等で引き落とし不履行となった場合は、翌月5日に再度引き落しいたします。

(2) 窓口にて現金でお支払い

(3) 銀行口座へ振り込み

①ゆうちょ銀行

記号 15100

番号 61063701

名義 社会福祉法人ともえ会

②振込銀行 広島銀行 十日市支店

口座番号 普通 135-3208580

口座名義 社会福祉法人ともえ会 こじか荘通所介護事業所
所長 糸原 征司

6. ご利用の中止、変更、追加

- (1) ご利用予定日の前に、都合によりサービスのご利用を中止したり、変更もしくはサービスを追加したりすることもできます。
- (2) ご利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をいただいた場合はキャンセル料として次の料金をお支払いいただくことがあります。但し、ご利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。
 - ・前日までに申し出（連絡）のあった場合 無料
 - ・前日までに申し出（連絡）のなかった場合（昼食相当額）

7. 秘密保持

利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報について特別な事情の場合以外に漏らすことはありません。

8. 苦情処理

提供したサービスに係る苦情について、迅速かつ適切な対応に努めます。苦情処理の具体的手順については、別紙のとおりです。

9. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族、関係居宅介護支援事業所及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故が発生した場合には、その原因の解明に努め、再発防止のための対策を講じます。

10. 非常災害対策

- (1) 事業所は、消防計画等の災害計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行います。
- (2) 消火設備その他非常災害に際して必要な設備を備え、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に通所介護従業者に通知します。

11. 損害賠償

- (1) サービスの提供に当たって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合はその損害を賠償します。
- (2) 但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

12. 感染症対策

事業所において感染症又は食中毒が発生、また、まん延しないような必要な措置を講じます。

13. サービス提供記録の開示について

介護及び看護の記録などサービスの提供記録については、いつでも積極的に開示いたします。その際には、「情報提供申請書」に記入して提出していただきます。利用日の体調、活動内容、ご様子等については毎回連絡帳に記してお知らせします。

別表

介護保険対象外（全額自己負担）の利用料金

こじか荘通所介護事業所

自己負担内容	単 位	単 価	ご負担いただく要件
食 費	1 食	5 7 6 円	食事をご利用の場合
紙オムツ	1 枚	1 0 0 円	ご使用の商品の実費負担
尿取りパット	1 枚	2 0 円	ご使用の商品の実費負担
紙パンツ	1 枚	1 0 0 円	ご使用の商品の実費負担
通常時間外サービス	1 時間	5 0 0 円	早朝又は延長サービスをご利用の場合
区域外利用送迎費	1 k m	3 0 円	通常区域外の利用
キャンセル料金	1	5 7 6 円	利用前日までにご連絡のない場合 (身体の都合による場合を除く)
複写物等の利用料金	1 枚	1 0 円	証明書やコピーを発行した場合
マ ス ク	1 枚	1 0 円	
そ の 他		実費相当額	写真や福祉用品をご希望の場合の実費

ご利用の皆様へ

こじか荘通所介護事業所
所長 糸原 征司

苦情解決に向けて（お知らせ）

社会福祉法第82条の規定により、こじか荘通所介護事業所が提供する福祉サービスに対する苦情に対処するため、次のとおり苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を定めています。

なお、苦情解決の方法は、4のとおりです。

1 苦情解決責任者

事業所	氏名	職名
こじか荘通所介護事業所 電話（0824）-43-3117	糸原 征司	所長

2 苦情受付担当者

事業所	氏名	職名
こじか荘通所介護事業所 電話（0824）-43-3117	稲田 かおり	次長
	田邊 晃宏	介護課長

3 第三者委員

氏名	電話番号
山崎 訓子	(0824)43-3654
近藤 幸恵	(0824)63-7812

4 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く。）に報告いたします。

第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次のとおり行います。

ア 第三者委員による苦情内容の確認

イ 第三者委員による解決案の調整，助言

ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 都道府県運営適正化委員会等の紹介

本事業者で解決できない苦情は、別紙「苦情処理機関一覧表」に掲げる機関に申し立てることができます。

別紙

苦 情 処 理 機 関 一 覧 表

(機 関 名)	広島県社会福祉協議会 広島県福祉サービス運営適正化委員会
(住 所)	広島市南区比治山本町12-2
(電 話 番 号)	(082) 254-3419
(ファックス)	(082) 259-6161
(機 関 名)	広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係
(住 所)	広島市中区東白島町19番49号 国保会館
(電 話 番 号)	(082) 554-0783
(ファックス)	(082) 511-9126
(機 関 名)	三次市福祉保健部 高齢者福祉課 介護保険係
(住 所)	三次市十日市中二丁目8番1号
(電 話 番 号)	(0824) 62-6387
(ファックス)	(0824) 62-6285
(機 関 名)	各市町村（保険者）
※連絡先等については、事業所の苦情受付担当者へお気軽にお尋ねください。	

指定通所介護サービスの開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

説明日 令和 年 月 日

こじか荘通所介護事業所

説明者職・氏名

印

私は本書面に基づいて、こじか荘通所介護事業所の職員から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

同意日 令和 年 月 日

(契約者) ご利用者住所

氏 名

印

(契約者の代人等) ご家族住所

氏 名

印